

北城北部地区 土地改良事業計画概要書

第1章 目的

本地区は、長野県北安曇郡白馬村の北部に位置し、水稻を主体とした経営を展開してきたが、生産調整により、そばへの転作が増加傾向にある。この地域では、現在まで基盤整備などの事業が一切行われていないため、狭小の農地や土型水路で農道等も未整備のため、大型機械の導入や農地の汎用化の障害になっており、一部農地では荒廃化の進行が懸念されている。加えて、このような状況のため、担い手への農地集積も困難な状況となっている。

そこで、本地区において、大型機械が導入でき、高収益作物を導入、担い手へ集積しやすいようほ場、道水路を整備することで良好な営農環境の創出を目的に事業を実施する。

第2章 地域の所在及び現況

1 地域の所在

長野県北安曇郡白馬村の区域

2 気象

白馬村は冷涼な気候により年平均気温は9.5℃で、気温の日較差や年較差が大きい。年間平均降水量は1911.3mm、冬季は積雪量が多く日照時間が短いことが特徴である。

3 土地状況

受益地は標高737mから688mに位置し、1/20程度の地形勾配となっている。土壌は高松統に分類され、周辺山地から運ばれてきた河成堆積土で構成されている。

4 水利状況

受益地内の水田用水は、村内を流下する一級河川松川及び楠川に設置された頭首工等より取水した農業用水によってかんがいしており、用水路は地元水利組合が管理している。排水は、農業用水路等を流下して姫川へ自然排水している。

5 営農状況

受益地は、基盤整備が未実施であり、現在は、農業生産法人が中心となって水稻、そばなどの複合的な営農を展開している。

用水路、農道等が未整備で大型機械の導入が困難なことから、担い手への集積も進んでいない。

6 地域環境の概況

本地区では、長野県版レッドリストの準絶滅危惧(NT)に指定されているスズサイコなどの植物の生息が確認された。

また地域では、多面的機能支払交付金の活動組織として「新田農地水保全会」が活動している。

第3章 基本計画

1 事業計画

本地区は過去にはほ場整備等の基盤整備事業を実施していないため、ほ場が未整備かつ狭小で不整形な農地が多く、農道が隣接していない農地も点在しているほか、水路も未整備であり農業用施設の日常管理に苦慮している。このような状況のため、耕作者の高齢化や後継者不足により農地の荒廃化の恐れが生じている。

このような状況を踏まえ、ほ場整備事業を実施することで農地の区画拡大、管理しやすい農道、用排水路等の整備を進める。その農地を担い手に集積、集約化し生産効率を高めるとともに、水稻を中心とした栽培を進めながら消費者のニーズに対応した高収益作物の導入により農業競争力の強化を図る。

2 営農計画

ほ場整備を実施することで農地の汎用化、用排水路、農道等を整備し、大型機械の導入、担い手への集積など良好な営農環境を構築する。

3 用水計画・排水計画

受益農地への農業用水は地元水利組合が管理する農業用水に依存しており、地区内の用水路を経て各ほ場に分配されている。また、排水は各ほ場から排水路を経て姫川へ自然排水している。

本事業では用水路、排水路ともに整備し、水路をライニング化することで安定した用水の供給、維持管理労力の削減を図る。

4 主要工事計画

事業名	工種	事業量	構造等
区画整理	整地工	32.0ha	表土面積 29.4ha
	道路工	5.2km	アスファルト舗装及び砂利道
	用水路工	4.5km	ベンチリューム 300～1000 型・大型リューム
	排水路工	1.2km	ベンチリューム 300～500 型・大型リューム
	客土工	6.0ha	客土深 10cm

5 環境との調和への配慮

事業の実施に当たっては、現在の環境を維持・保全していくことを基本とする。

本地区は、白馬村田園環境整備マスタープランにおいて「環境配慮区域」に位置付けられており、工事の実施による環境への影響を考慮し、ミティゲーション5原則による対策を組み合わせることとする。

- ・工事の実施において、油脂類を河川に流出しないよう防止対策を講じる。
- ・工事で使用する重機等は排出ガス対策型を使用し、地域環境との調和に配慮する。
- ・施工に伴い希少種の植物を確認した場合、移植が可能なものは工事の影響がない場所への移植を行う。移植ができないものについては、回避等が可能なか検討を行い、対策を講じる。

第4章 工事又は管理の要領

事業は、令和8年から15年までの8ヶ年の工程を計画している。事業完了後、県は白馬

村に財産譲与を行い、譲与後は用水については新田区、農道は白馬村が管理する。

第4章 換地計画の要領

1 換地計画樹立の必要性

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を図るにあたり、農用地の集団化に資するよう区画整理を行い、工事後の土地について、従前の権利の再編・整理を行うため、換地計画を樹立する。

2 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前の土地の地積の基準

換地区	地積の基準
北城北部	土地改良事業計画確定の日の登記簿地積とする。 ただし、上記の日から1ヵ月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合は、その申し出のあった地積とする。

(2) 農用地の集団化の方法

換地区	区分 地帯別、グループ別団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	一戸当たり 目標団地数	区画畦畔の取扱い
北城北部	予定している担い手農家に農地を集団化する	換地は、各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定め、概ね2団地以内を目標とする。	1～2	畦畔は、配分面積に応じて移動して定めるものとする。畦畔の配分の設定に当たり、短辺が10m以下となるような設定はしない。
	農用地利用集積促進集団化	担い手及び農業生産法人への利用権等利用集積が確実な農用地については、担い手及び農業生産法人の経営農用地をできるだけ集約化する。	1～2	担い手及び農業生産法人の耕作する農地の畦畔は、営農効率、経営規模等を考慮し、移動して定めるものとする。

(3) 非農用地の換地方針

換地区	区分 種 類	非農用地 区域の位置の概略	面 積	換地の手法	換地取得 予 定 者	その他
北城北部	原野	概ね従前のとおり	0.15ha	特定用途用地	従前土地所有者	

(4) 清算の方法

増加額比例地積清算方式

3 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係る地積

区分 用途	機能交換に係る土地				一般国 公有地	合 計
	国有地	県有地	市村有地	計		
道水路			2.3ha	2.3ha		2.3ha

第5章 費用の概算

総額 1,100,000 千円 (令和7年度単価)

第6章 効 用

事業名	算定項目	年総効果額
区画整理	作物生産効果	19,569 千円
	品質向上効果	— 千円
	営農経費節減効果	40,193 千円
	維持管理費節減効果	△275 千円
	耕作放棄防止効果	484 千円
	地籍確定効果	1,017 千円
	国産農作物安定供給効果	4,833 千円
合 計		65,821 千円

年総効果(便益)額 1,188,636 千円

総費用 1,005,315 千円

総費用総便益比 1.18

第7章 他の事業との関係

<該当なし>

第8章 計画概要図

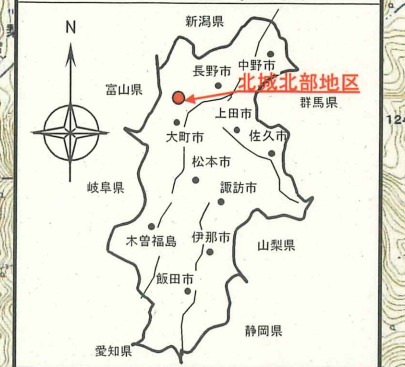
別添のとおり

農山漁村地域整備交付金(農地整備事業(経営体育成型))

長野県 北城北部地区 計画一般平面図

縮尺 1/25,000

県内位置図



事業概要

受益面積	32.0ha
主要工事	整地工 A=32.0ha
	用水路工 L=4,487m
	排水路工 L=1,186m
	道路工 L=5,254m
	客土工 A=6.0ha
事業量	事業費
1式	1,100,000千円
関連事業	—
事業主体	長野県

凡例

	河川
	国道
	県道
	村道
	受益地

